

「スイートルーム代38万円」フジ幹部の経費精算に「脱税では？」の声 税理士が解説する「今後の追及と罰則」

4/7(月) 17:02 配信 108



今年1月23日に芸能界を引退した元タレント・中居正広氏（52）の女性トラブル騒動に関わる問題をめぐり、第三者委員会が3月31日に公開した調査報告書で、フジテレビが“スイートルーム飲み会”約38万円を「経費」で落としていたことが明らかになった。この事実にXでは、《不正処理では》と批判が殺到している。



■【画像】中居正広、女性アナへの性暴力を行っていた時期に収録現場で見せた“恐ろしい姿”

中居正広氏の引退発表の翌日に古市憲寿氏がXに投稿した画像 ※画像は古市憲寿氏のXより

“スイートルーム飲み会”とは何か。

報告書によれば2021年7～8月頃、フジテレビにとって「有力な番組出演者であるタレントU氏」から《最近仕事に対するモチベーションが上がらない、コロナ禍であまり飲みに行けていないため、楽しい飲み会がしたい》といった話があり、また《中居氏も飲み会開催に同調した》ことから、フジの編成部長だったB氏が同年12月18日に開催したのが、外資系ホテルでの「スイートルームの会」だ。

その際、中居氏のリクエストに応える形で、B氏ら社員は23年6月に中居氏から「性暴力」を受ける女性・Aさんを含めた女性アナウンサーを4人集めたほか、手伝いとして女性スタッフにも声をかけた。会でAさんは先に帰宅したが、B氏は2人の女性アナを中居氏とU氏のいるスイートルームに「置き去り」にし、結果的にうち一人の女性アナが中居氏からのセクハラ被害にあったことも生々しく記されている。

後輩である女性社員を“上納”したとも言えそうなB氏らによるタレント接待の費用は38万1365円。この費用について報告書には、

《番組のロケ等施設使用料の名目でCXに対し立替請求し、CXから支払いを受けている》（※編集部注: CX=フジテレビのこと）

と、「ロケ等施設使用料」という名目で処理されていたことが明記されており、報告書を

受けた会見で清水賢治社長は「タレントとの飲食会合になる。名目上は不適切な経費申請だったと判断している」「弁護士にも相談しながら返金を求めることも考え厳正に対処していく」と「不適切」だったことを認めたが、一般の人からはそもそもの経費確認の杜撰（ずさん）さに疑問を呈する声が噴出しているところだ。

次ページは：[■“スイートルーム飲み会”38万円を「番組経費」とする「メリット」](#)

「スイートルーム代38万円」フジ幹部の経費精算に「脱税では？」の声 税理士が解説する「今後の追及と罰則」

4/7(月) 17:02 配信 108



■“スイートルーム飲み会”38万円を「番組経費」とする「メリット」

Xでは、

《不同意性交目的のホテルのスイートルーム38万円強、経費で出してくれる会社ってあるんやな》

と、フジの経費確認の杜撰さに呆れるほか、

《接待交際費ではなく番組制作費にしてたということは、経費誤魔化してたということで脱税案件にもなったね》

《税務署がきっちり調べたら脱税になるのでは?》

など、“脱税案件”ではないかと指摘する人も多い。

実際、今回の「スイートルームの会」の費用約38万円は、「脱税」行為になるのか。東京・世田谷区の落合会計事務所代表を務める税理士・落合孝裕氏に話を聞いた。

まずタレントという、企業にとって良好な関係を築きたい相手との飲食代の“名目”について。

「そもそも『経費』とは仕事上、業務に関連する費用のことです。接待など、タレントとの飲食代であれば通常『交際費』として立て替え、会社に請求する処理が考えられます。

交際費とは得意先や仕入先など、事業に関係ある方を接待する目的でかかる経費のことです。資本金が1億円以下の中小企業の場合は、年間800万円までは損金（＝税金を計算する際に差し引ける経費）という枠がありますが、資本金が100億円を超える法人の場合、交際費はその全額が税金対象となります。そのどちらにも当てはまらないフジ（資本金88億円）のような場合、交際費として処理できるのは、交際費のうち接待飲食代の50%です」（落合氏＝以下同）

本来であれば「交際費」である“スイートルーム飲み会”費用を「ロケ等施設使用料」とする

ことで、フジテレビ側にはこういったメリットがあるのか。

「本当に口ケの現場で使っていたとしたら、業務上必要な経費ということで全額が損金になり、税金の対象とならないので大きなメリットがあるでしょう。一方で、接待を目的とした飲食代については『交際費』扱いとなり税務上のメリットが少なくなることに加え、相手先や人数を明記する必要がある、社内的に通しづらかったという事情もあったかもしれません。

ただし、これが単なるプライベートな支出だったということであれば、取扱いはさらに厳しくなります。この場合、“会社から社員への賞与（ボーナス）”扱いになるので、給与課税の対象となります。仮に役員だった場合は『役員賞与』となり、その全額が損金となりませんので、会社・個人両方で課税されることとなります」

次ページは：■フジテレビを待ち受ける「今後の追及」

＜前へ

1

2

3

次へ＞

2 / 3ページ

「スイートルーム代38万円」フジ幹部の経費精算に「脱税では?」の声 税理士が解説する「今後の追及と罰則」

4/7(月) 17:02 配信 108



■フジテレビを待ち受ける「今後の追及」

「脱税」とは、売上の除外や、支払いがないのに架空の領収証で経費計上するといったケースが該当する。今回の場合どういう判断になるか。

「（交際費を）ロケ等施設使用料として一般経費に計上したのであれば、今後の税務調査で否認されて、法人税、所得税の追加払い、さらに加算税、延滞税のペナルティの納税となるでしょう。さらに、全く業務とは関係ないプライベートな支出ということであれば、重加算税が課される可能性も十分あります」（前出の落合氏）

つまり“脱税”とまではいかないものの、追加の税負担が生じる可能性は極めて高いということだが、フジテレビの場合、問題は今回だけに済まされなさそうだ。

「上場会社ですので、これだけ問題が大きくなると、仮に本人から返金があったとしても、株主総会で株主からはこれまでの会社の経費の使途について、厳しく追及される可能性があると思います」（同）

4月3日、フジHDの大株主であるダルトン・インベストメンツは、報告書を踏まえて「危機意識のない経営陣の下、フジテレビのテレビ事業・メディア事業が衰退してきたことが世間に明らかになりました」とバツサリ。フジHDの金光修社長、フジテレビ社長でもある清水専務、社外取締役3人ら計5人の経営陣について、「仮に、信頼回復措置を実行するための暫定的な役割を担うのであれば、退陣の時期を明らかにすべき」と糾弾している。

ピンズバNEWS編集部